

総務常任委員会 審査順序

- 委員並びに職員の紹介
- 付託議案について

議案第92号 令和3年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中		
1 款 議会費	全部	
2 款 総務費	1 項 総務管理費	3 目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、都市緑化基金積立金、貿易振興基金積立金、こども未来基金積立金を除く
10 款 教育費	全部	

○歳入 第1条中の歳入予算の補正及び第2条地方債の補正

議案第111号 処分事件の報告及びその承認を求めることについて
(令和2年度八戸市一般会計補正予算の処分)

議案第95号 八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第112号 八戸市公会堂・公民館耐震改修電気設備工事請負の一部変更契約の締結について

● 陳情審査

令和3年陳情第9号 所得税法第56条の廃止を求める陳情

令和3年陳情第7号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める陳情

令和3年陳情第8号 日本軍慰安婦問題の真の解決を求める陳情

● 閉会中の継続調査について

● その他

- ・ 議会ふれあいミーティングへの出席委員について

[総務協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 第7次八戸市総合計画の策定作業の再開及び策定方針の一部変更について
- 2 第73回八戸市総合体育大会について

○ その他

- ・ 協議会で報告を求めたい事項の取り扱いについて

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する介護補償の額を引き上げるためのものである。

2 改正の主な内容

○介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	166,950 円	171,650 円
	随時介護を受けている場合	83,480 円	85,780 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	72,990 円	73,090 円
	随時介護を受けている場合 ※据置き	36,500 円	36,500 円

3 施行時期

条例公布の日から施行する。

ただし、上記改正後の規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき理由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき理由が生じた介護補償については、なお従前の例による。（改正附則第2項）

○総務常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第9号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	所得税法第56条の廃止を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>商店や農家などの自営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。</p> <p>このため、家族従業者の働き分は事業主の所得となり、多くの税金を負担することになります。家族は、保育園や奨学金の申込み、住宅ローンなど、所得証明が必要なサービスが受けられず、社会保障や行政手続などで不利益を受けています。</p> <p>第5次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み（中略）税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていると指摘し、所得税法の見直しを日本政府に勧告しました。憲法に照らしても、個の尊重（13条）、職業選択の自由（22条）、個人の尊厳と両性の平等（24条）、財産権の保障（29条）の理念に反します。世界の主要国では、家族従業者の働き分を必要経費と認めています。</p> <p>家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国550を超える自治体で採択され、世論と議会を動かしています。所得税法第56条を廃止することを求めます。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 所得税法第56条の廃止をすること			

所得税法第56条の廃止を求める意見書案について

1 所得税法第56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）

【概要】

- ・個人事業主と生計を一にする配偶者その他の親族（以下「親族」という。）がその個人事業主の営む事業に従事した場合であっても、個人事業主が親族に支払った対価（給与や賃金など）は、個人事業主の所得の計算上、必要経費への算入を認めない。
- ・その親族が事業のために支払った必要経費は、所得の計算上、個人事業主の必要経費に算入することとし、その親族の所得は、収入も経費も無いものとみなす。

【趣旨】

- ・法制定時においては、個人事業は家族全体の協力の下で行うものが多く、事業に従事している親族に支払われる給与等についてもその労務の対価としての支払いなのか、扶養の立場からの家計的な支払いなのかを明確に区分することが極めて困難であり、また、家族間の恣意的な所得分割による税負担の不公平を防ぐため。

2 法改正の経緯

昭和24年	シャープ勧告	課税制度を家族単位主義から個人単位主義へ改めるよう勧告 ただし、納税者が事業を営む場合は、例外的にそれに従事する家族の所得を一体とみなして課税するよう勧告
昭和25年改正		家族単位主義から個人単位主義へ移行
昭和27年改正		現行法と同様の仕組みへ改正
昭和32年改正		親族が受け取る所得の範囲に不動産所得、山林所得を追加
昭和40年全部改正		現行の第56条に改正

3 これまでの主な動き

- ・平成28年に国連女性差別撤廃委員会により所得税法の見直し要請あり
- ・第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）「商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）「女性が家族従業者として果たしている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記
- ・所得税法第56条廃止等決議・意見書採択自治体数
555団体（2021年（令和3年）3月23日現在、全国商工団体連合会婦人部ホームページ）

4 所得税法第 57 条（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）

【概要】

- ・青色申告書を提出することについて税務署長の承認を受けている個人事業主（いわゆる「青色申告者」）においては、当該事業に従事する親族（以下「青色事業専従者」）へ給与の支払いがあった場合は、第 56 条の規定にかかわらずその金額を所得の計算上、必要経費に算入する。
 - ・その支払った給与は当該青色事業専従者の当該年分の給与収入金額とする。
 - ・青色申告以外の個人事業主（いわゆる「白色申告者」）で当該事業に従事する親族（以下「事業専従者」）がいる場合は、当該事業に係る所得の計算上、一定額を必要経費とみなす。
- (1) 事業主の配偶者 86 万円
 - (2) 配偶者以外の専従者 1 人につき 50 万円

5 青色申告と白色申告の比較

項 目	青色申告	白色申告
税務署への申請・届出	(1)青色申告承認申請書 (2)青色事業専従者給与に関する届出書	不 要
記帳・帳簿	基本的に複式簿記 ただし、簡易な帳簿でも可となる場合もある	平成 26 年 1 月から記帳・帳簿の作成・保存が義務化
事業専従者となる条件	(1)申告者と生計を一にする配偶者、その他の親族であること (2)その年の 12 月 31 日現在で、年齢が 15 歳以上であること (3)その年を通じて 6 月超える期間、当該事業に専ら従事していたこと	
事業専従者への給与	必要経費へ算入可能 ただし、労働の対価として相当であると認められる金額であること	必要経費へ算入可能 (1)配偶者 86 万円 (2)配偶者以外 50 万円
税の優遇措置	(1)青色申告特別控除 10 万円、55 万円、65 万円 (2)純損失の繰越し・繰戻し 3 年間	な し

○総務常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第7号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2021年1月20日現在、締約国189か国中114か国が批准しています。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に見解、勧告を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意しています。国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告しています。</p> <p>2020年12月、政府の第5次男女共同参画基本計画は、諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度、慣行を含め、見直す必要があるとしました。この立場に立って政府が直ちに取り組むべきです。女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・女性差別撤廃条約の選択議定書に速やかに批准をすること 			

令和3年陳情第7号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情書について

1. 女子差別撤廃条約の概要（外務省HPより）

- ・正式名称「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」
- ・男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。

2. 女子差別撤廃条約選択議定書の概要（外務省説明資料より）

- ・選択議定書は、個人通報制度について規定しており、同条約において定められた権利の侵害の被害者と主張する個人等が、同条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会に通報し、当該委員会は、これを検討の上、見解又は勧告を各締約国等に通知する制度である。
- ・委員会の見解には法的拘束力はないが、基本的に、締約国は見解へのフォローアップを求められる。

3. 女子差別撤廃条約及び女子差別撤廃条約選択議定書に関する経緯

世界（国連）の動き		日本の動き	
1979年（S54年）	女子差別撤廃条約の採択	1980年（S55年）	女子差別撤廃条約に署名
1981年（S56年）	女子差別撤廃条約の発効	1985年（S60年）	女子差別撤廃条約を批准
2000年（H12年）	女子差別撤廃条約選択議定書の発効（1999年採択）		現在に至るまで、選択議定書については批准していない

- ・令和3年2月現在、締約国189か国中114か国（約60%）が選択議定書を批准している。

4. 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関する国の動向

(1) 国会答弁（国会会議録より）

日時等	質問内容	答弁概要
令和2年10月28日 第203回国会 衆議院本会議	急ぐべき批准に至らない理由について	【内閣総理大臣】 選択議定書に設けられている個人通報制度は、条約の実施の効果的な担保を図る趣旨から、注目すべきものと考えている。その上で、女子差別撤廃委員会から出される見解などについて、我が国の司法制度や立法政策との関係でどのように対応するかなどの検討すべき論点があることから、各方面の意見なども踏まえ、早期締結について真剣に検討しているところである。
令和3年4月6日 第204回国会参議院 厚生労働委員会	批准における課題について	【外務省審議官】 例えば、国内の判決とは異なる内容の見解、通報者に対する損害賠償や補償を要請する見解、法改正を求める見解などが出された場合に、我が国の司法制度や立法政策との関係でどのように対応するか検討する論点があると認識している。このため、関係省庁と研究会を開催するなどして、諸外国における通報制度、個人通報制度の導入に当たっての準備や運用の実態について調査するなど様々な検討を行っているのが現状である。 引き続き真剣に検討して参りたい。

(2) 国の第5次男女共同参画基本計画における登載事項

女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める。

○総務常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第8号	受理年月日	令和3年5月25日
件 名	日本軍慰安婦問題の真の解決を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>日本軍慰安婦問題は、日本が侵略戦争と植民地支配の下で、アジアの女性たちを強制的に連行し、性奴隷とした戦争犯罪であり、重大な人権侵害です。被害者が高齢化する中、日本政府が一刻も早く解決を迫られている待ったなしの問題です。</p> <p>核兵器禁止条約の発効など平和な世界を求める新しい動きの中で、軍事で敵対をあおるのではなく、歴史の事実を直視し、その反省のうえにできた憲法第9条に基づく平和外交こそが求められています。</p> <p>国連女性差別撤廃委員会をはじめ国連や国際機関は、日本政府に繰り返し問題解決を勧告し、責任を問い続けています。</p> <p>日本政府は、被害者自身と韓国社会、国際社会に受け入れられる真の解決へ、今こそ踏み出すべきです。被害者への真摯な公式謝罪と賠償、次世代への教育など慰安婦問題の真の解決を行うことを求めます。</p> <p>以上の趣旨に沿って、下記について、国に対する意見書を採択してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・日本軍慰安婦問題の真の解決を進めること			

令和3年陳情第8号 日本軍慰安婦問題の真の解決を求める陳情について

○ 日韓間の慰安婦問題（外務省ホームページより）

(1) 慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大きな外交問題となってきたが、日本はこれに真摯に取り組んできた。

日韓間の財産及び請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で完全かつ最終的に解決済みである。

その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図るとの観点から、1995年、日本国民と日本政府が協力して財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（略称：「アジア女性基金」）を設立し、韓国を含むアジア各国等の元慰安婦の方々に対し、医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手紙」を届ける等、最大限の努力をしてきた。

(2) さらに、日韓両政府は、多大なる外交努力の末に、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した。

また、日韓両首脳間においても、この合意を両首脳が責任を持って実施すること、また、今後、様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対応することを確認した。

この合意については、潘基文（バンギムン）国連事務総長を始め、米国政府を含む国際社会も歓迎している。この合意に基づき、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし財団」に対し、10億円の支出を行った。「和解・癒やし財団」は、これまで、合意時点でご存命の方々47人のうち35人に対し、また、お亡くなりになっていた方々199人のうち64人のご遺族に対し、資金を支給しており、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

(3) しかしながら、2016年12月、韓国の市民団体により、在釜山（プサン）総領事館に面する歩道に慰安婦像が設置された。

その後、2017年5月に新たに文在寅（ムンジェイン）政権が発足し、外交部長官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」による検討結果を受け、2018年1月9日には、康京和（カンギョンファ）外交部長官が、ア 日本に対し再協議は要求しない、イ 被害者の意思をしっかりと反映しなかった2015年の合意では真の問題解決とならない等とする韓国政府の立場を発表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日本政府の拠出金10億円を「全額充当」するため予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出すると発表した。また、11月には、女性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推進すると発表した。

(4) さらに、2021年1月8日、元慰安婦等が日本国政府に対して提起した訴訟において、韓国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出し、同23日、同判決が確定した。

日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきた。

上述のとおり、慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されている。

したがって、この判決は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反するものであり、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできない。

日本としては、韓国に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めていく方針である。

(5) 国と国との約束である日韓合意は、たとえ政権が変わったとしても責任を持って実施されなければならない。

日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。

日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。

文在寅大統領を始め、韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。

日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない。

令和3年6月15日

八戸市議会議長 森 園 秀 一 様

総務常任委員長 藤 川 優 里

閉 会 中 の 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は、次の件について閉会中もなお継続調査するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

○ 総務常任委員会（調査事項）

件 名	期 間	理 由
1 総合政策、市民協働及び広報・広聴等に関すること 2 まちづくり、文化及びスポーツ等に関すること 3 行政組織、行政改革、情報管理及び財産管理等に関すること 4 財政計画、税の賦課及び徴収等に関すること 5 学校教育及び社会教育等に関すること 6 その他総務常任委員会の所管に属する事項に関すること	委 員 任 期 中	調 査 の た め

第7次八戸市総合計画の策定作業の再開及び 策定方針の一部変更について

1. 第7次八戸市総合計画の策定作業の再開にあたって

第7次八戸市総合計画については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後の社会経済情勢が見通せない状況下において、明るい未来を描く同計画の策定は困難であると判断し、令和2年5月より策定作業を休止している。

そのような中、昨年12月に国が閣議決定した「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」において、令和3年度中に日本経済を感染症流行前の水準に戻していくとした具体的な方向性が示され、今後の社会経済情勢の見通しが明らかになるとともに、当市での新型コロナウイルスワクチン接種が、令和3年4月より段階的に始まるなど、感染症の収束に向けた対応は着実に進捗している。

また、感染予防対策を日常生活に取り入れた「新しい生活様式」の普及により、感染拡大防止と社会経済活動の両立が図られ、一定の制約はあるものの、市民生活や事業活動は継続的に営まれている。

当市においては、昨年度、先行きが不透明な状況であったことから、単年度の市政運営方針を策定し、市が直面している諸課題に対応することとしたが、将来にわたって持続可能な地域社会を実現していくためには、長期的な視点でのまちづくりのビジョンを掲げ、その実現のための実効性のある施策を講じ、総合的かつ計画的な市政運営を着実に進めていくことがあるべき姿である。

以上のことから、令和4年度の計画開始に向け、第7次八戸市総合計画の策定作業を再開する。

2. 第7次八戸市総合計画 策定方針の一部変更について

策定作業の再開にあたって、第7次八戸市総合計画の策定方針（令和2年5月7日変更）を別紙のとおり変更する。

第7次八戸市総合計画 策定方針

1 策定に当たって

八戸市は、昭和46（1971）年度に市政運営の指針となる総合計画を定めて以降、時代の変化に対応するため、数次にわたり計画を策定し着実に推進することによって、まちの基礎を築き上げてきた。近年では、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災からの迅速な復旧と創造的復興、平成29（2017）年1月の中核市への移行による市民サービスの向上のほか、同年3月に近隣町村と形成した連携中枢都市圏など広域的な連携にも取り組み、北東北の中核都市として市勢を発展させてきたところである。

しかし、昨今、人口減少・少子高齢化に加え、首都圏への人口一極集中の加速や、第4次産業革命等によるSociety5.0の到来、出入国管理及び難民認定法の改正等による国際化の進展等によって、地域を取り巻く環境が急激に変わり始めている。

まさに今が八戸の将来を左右する分水嶺であり、このような局面にこそ、豊かな未来を想像し、その実現を固く信じ、進取の精神によりAIやIoT等の革新技术を活用しながら、協働のまちづくりの理念の下、地域が一体となって良質なまちづくりを推進し、市民福祉の向上を図っていく必要がある。

このようなことから、人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープランとして、次により令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定する。

2 次期総合計画の概要

（1）名称

- 第7次八戸市総合計画

（2）計画期間

- 令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間

※高齢者人口（65歳以上の人口）がピークを迎える令和22（2040）年度頃までの長期的な将来展望を持ちつつ、令和12（2030）年度頃の実現すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの直近5年間で推進する政策及び施策を定める。

（3）構造

- 市民にとって分かりやすく、明快な計画とするため、計画の構造については、第6次八戸市総合計画と同様に一層（基本構想+基本計画）とする。

(4) 基本コンセプト

- 地域が一体となってまちづくりを推進するため、分かりやすい計画にする。
- 将来都市像の実現に向けて、EBPM（証拠に基づく政策立案）を実践し、実効性のある計画にする。
- 地域特性を生かした独創性のある計画にする。
- 環境の変化に対して柔軟に運用できる計画にする。
- 全ての行政計画の最上位計画として、「市政運営の基幹的機能」を担う。

(5) 策定体制

- 各分野の有識者及び公募委員で構成する策定委員会が市と協働しながら計画案を作成する。
- 計画案の策定主体は策定委員会とし、市は策定委員会の求めに応じて、必要な資料等を提供するとともに、協働のための体制を整える。
- 計画の策定状況について、市のホームページや広報等により広く市民に周知を図るとともに、市民の声を反映させるため、市民アンケート、市民ワークショップ、各種団体との意見交換会、市議会からの意見聴取、地域シンクタンクである八戸市都市研究検討会からの提案、パブリックコメントなど、計画づくりへの積極的な市民参加を図る。

(6) 策定スケジュール

- 策定委員会は令和4年3月までに計画案を取りまとめ、市長に提出する。
- 市は策定委員会による案を審議後、市議会に提案し、市議会による議決をもって完成とする。

<参考>

八戸市議会の議決すべき事件を定める条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(議決すべき事件)

第2条 市長は、総合計画（総合的かつ計画的な市政運営を図るための政策の方向性及びそれに基づき取り組むべき施策を定めた計画をいう。）の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。

第7次八戸市総合計画 策定方針 新旧対照表

新	旧
<p>1 策定に当たって（4段落目） このようなことから、人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープランとして、次により令和4（2022）年度を初年度とする新たな総合計画を策定する。</p> <p>2 次期総合計画の概要 （2）計画期間 ●令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間 ※高齢者人口（65歳以上の人口）がピークを迎える令和22（2040）年度頃までの長期的な将来展望を持ちつつ、令和12（2030）年度頃の実現すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの直近5年間で推進する政策及び施策を定める。</p> <p>（6）策定スケジュール ● 策定委員会は令和4年3月までに 計画案を取りまとめ、市長に提出する。</p>	<p>1 策定に当たって（4段落目） このようなことから、人口減少下においても将来に希望を持ち、豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現するとともに、創造的復興を更に発展させるためのマスタープランとして、次により令和3（2021）年度を初年度とする新たな総合計画を策定する。</p> <p>2 次期総合計画の概要 （2）計画期間 ●令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間 ※高齢者人口（65歳以上の人口）がピークを迎える令和22（2040）年度頃までの長期的な将来展望を持ちつつ、令和12（2030）年度頃の実現すべき将来都市像を掲げ、その実現に向けて、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの直近5年間で推進する政策及び施策を定める。</p> <p>（6）策定スケジュール ●策定期間を令和元（2019）年度から当面の間とし、策定委員会は新型コロナウイルス収束後1年以内に計画案を取りまとめ、市長に提出する。</p>

第73回八戸市総合体育大会について

1 大会の開催中止について

令和3年10月に開催を予定していた第73回八戸市総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、全競技種目の実施が困難であり、特に参加地区体育振興会等から、開催を懸念する意見が多くあること等から中止とする。

2 開催中止に至る経緯について

参加地区体育振興会等（28地区）及び市内競技団体（15競技団体）に対する開催に関するアンケート調査結果を参考に市とともに大会の主催者となる八戸市スポーツ協会の常任理事会において、感染防止対策を講じた上で開催できないか協議し、その結果を踏まえ、開催中止を決定。

(1) 参加地区体育振興会等及び市内競技団体に対するアンケート調査の概要

- ・実施期間 令和3年4月30日（金）～5月14日（金）
- ・結果の概要

(参加地区体育振興会等)

中止すべき	一部競技のみ 実施可能	実施可能	意見なし
8	12	7	1

(市内競技団体)

所管競技は実施不可	所管競技は実施可能
3	12

(2) 八戸市スポーツ協会常任理事会の協議結果

- ・開催日 令和3年5月28日（金）
- ・開催場所 YSアリーナ八戸
- ・協議結果 開催中止

(参考：開催を予定していた第73回八戸市総合体育大会の概要)

- 1 主催 八戸市・八戸市スポーツ協会
- 2 期日 令和3年10月2日(土)～3日(日)、8日(金)～10日(日)
- 3 競技方法 市内の地区(28地区体育振興会等)対抗

(参加地区)

三八城、吹上、柏崎、長者、中居林、小中野、湊、白銀、鮫、根城、是川、館、上長、市川、旭ヶ丘、豊崎、田面木、下長、根岸、大館、高館、江陽、多賀台、町畑、南浜、湊高台、南郷、白山台

4 競技種目

陸上競技、軟式野球、バスケットボール(男女)、バレーボール(男女)、ソフトテニス、卓球、弓道、剣道、バドミントン、ソフトボール(女)、サッカー、水泳、ボウリング、グラウンド・ゴルフ、パークゴルフ

5 参加資格

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会の認めるアマチュア競技者であること。
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校に在籍する学生、生徒及び児童は参加できない。ただし、勤労を生活の主としている者で、大学、短期大学において夜間授業を行う学部、通信による教育を行う学部^に在籍、または、高等学校において定時制・通信制の課程を履修している者はこの限りではない。
- (3) 参加する競技者は、競技開始3か月前に市に住民登録をしている者。
- (4) 年齢制限のある種目については、当該種目の競技開始日をもって起算する。

常任委員会の所管事項について

1 総務常任委員会

- (1) 総合政策部（他の常任委員会の所管に関する事項を除く。）、まちづくり文化スポーツ部、総務部、財政部、議会、選挙管理委員会、監査委員及び出納室の所管に関する事項
- (2) 教育委員会の所管に関する事項
- (3) 他の常任委員会の所管に属しない事項

2 経済常任委員会

- (1) 商工労働観光部及び農林水産部の所管に関する事項
- (2) 交通部の所管に関する事項
- (3) 農業委員会の所管に関する事項

3 民生常任委員会

- (1) 福祉部、健康部及び市民防災部の所管に関する事項
- (2) 市民病院の所管に関する事項
- (3) 消防に関する事項

4 建設常任委員会

- ・ 環境部、建設部及び都市整備部の所管に関する事項